

奈良県立二階堂高等学校教育振興委員会規約

第1条（名称）

本会は、「奈良県立二階堂高等学校教育振興委員会」と称する。

第2条（目的）

本会は、奈良県立二階堂高等学校の教育活動を支援するために、奈良県立二階堂高等学校教育振興基金（以下「教育振興基金」という）を設け、その適正かつ有意義な活用を図ることを目的とする。

第3条（構成）

本会は、勾友会（奈良県立二階堂高等学校同窓会）、きずな会（奈良県立二階堂高等学校PTA及び文化体育後援会役員OBOG会）及び奈良県立二階堂高等学校PTAの代表により構成する。

第4条（事業内容）

- 本会は、次の事項に対して、教育振興基金より助成する。
 - 検定受検料補助
 - スポーツ・文化活動奨励
 - その他、奈良県立二階堂高等学校が教育活動を推進するために行う活動
- 事業の実施については、本会の役員会の決定を得て実施するものとする。

ただし、緊急の場合は、事前に委員長の了承を得た後実施し、後日役員会で報告するものとする。

第5条（事務局）

本会の事務局を、奈良県立二階堂高等学校内に置く。

第6条（役員）

1 本会に次の役員を置く。

委員長 1 名 副委員長 2 名、会計 1 名

2 委員の任期は、1 年とし再任を妨げない。

第7条（役員の任務）

1 委員長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長の任務を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

3 会計は、教育振興基金の会計事務を担当する。

第8条（役員会）

1 本会の運営に必要な事項は役員会において決定する。

2 役員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

3 決議は、原則として出席者全員の合意によって決する。

第9条（基金）

教育振興基金の会計は、奈良県立二階堂高等学校 P T A 等からの拠出金及びこの趣旨に賛同する個人又は団体からの寄付をもってこれにあてることとし、当該年度の予算及び決算については、役員会の承認を得なければならない。

第 10 条 (会計監査)

- 1 本会の会計を監査するために、2 名の会計監査をおく。
- 2 会計監査は、役員会の同意を得て、委員長が委嘱する。
- 3 会計監査の任期は、1 年とし再任を妨げない。

第 11 条 (会計報告)

本会は、教育振興基金の執行状況について、勾友会総会、きずな会総会及び奈良県立二階堂高等学校 P T A 総会にて報告を行う。

附則

本規約は、平成 30 年 8 月 20 日より施行する。